

看護の処遇改善に係る特別調査について

1. 入院・外来医療等の調査・評価分科会における検討内容

- 入院・外来医療等の調査・評価分科会においては、診－２の「看護の処遇改善に係る特別調査実施の検討について（案）」を踏まえ、特別調査実施について、検討を行った。

2. 入院・外来医療等の調査・評価分科会における特別調査に係る主な指摘

- 特別調査の実施については、反対する意見はなく、実施する際の内容に係る意見として、以下のようなものがあった。

（調査の時点について）

- ・ 令和３年７月１日時点の病床数・人員配置等と、令和３年度の患者の受入状況等はわかるものかと思うが、直近のデータとして令和４年４月１日時点の病床数・人員配置等を把握する意味はあるのか。
- ・ 直近のデータを把握する必要があるならば、令和４年５月１日でもよいのではないか。４月１日は人事異動の時期のためデータが変動しやすいのではないか。

（新規入院患者数について）

- ・ １日あたりの点数と入院時１回算定できるような点数とがあり、様々な点数設計を想定するのであれば、新規入院患者数も把握する必要があるのではないか。
- ・ 在院日数は医療機関ごとの幅があり、入院時を評価すると医療機関毎のばらつきが大きいのではないか。
- ・ 複雑な評価体系は避けたいと思いつつ、１日あたりの評価と入院時の評価を組み合わせる余地があるのであれば、新規入院患者数を把握してもよいのではないか。

3. 今後の対応に係る論点

- 看護の処遇改善に係る特別調査については、入院・外来医療等の調査・評価分科会において議論された、診－２の内容を基本とすることとしてはどうか。
- その際、調査内容に関して、
 - 病床数・人員配置等については、人事異動等の時期を考慮し、令和４年４月１日ではなく、令和４年５月１日時点の状況を調査時点とすることについて、どのように考えるか。
 - 患者の受入状況等については、今後の点数設計を考慮し、新規入院患者数を含めておくことについて、どのように考えるか。